

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成20年3月3日（月）

社会・援護局 福祉基盤課

# 目 次

(重点事項)	頁
1 福祉人材確保対策の推進について	
(1) 福祉人材の現状 -----	1
(2) 福祉人材確保対策について	
ア 人材確保指針の見直しの背景と見直しの内容 -----	5
イ 新入材確保指針を踏まえた事業等	
(ア) 介護福祉士等現況調査 -----	11
(イ) 中央福祉人材センターの取組 -----	12
(ウ) 都道府県福祉人材センター・バンクの取組 -----	14
(エ) 福利厚生センターによる福利厚生事業の実施 -----	15
(オ) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成 -----	16
(カ) 社会福祉事業従事者等に対する研修等 -----	19
ウ 職能団体の強化と連携 -----	21
2 介護福祉士制度・社会福祉士制度の見直しについて	
(1) 改正の趣旨等 -----	22
(2) 社会福祉士制度の改正について -----	25
(3) 介護福祉士制度の改正について -----	26
(4) 制度の見直しを受けた平成20年度予算(案) -----	29
(5) 当面のスケジュール -----	31
3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士の受入れについて	
(1) 基本的な考え方 -----	32
(2) 日比経済連携協定及び日尼経済連携協定について -----	32
(3) その他の国との経済連携協定 -----	37
4 社会福祉法人の経営について	
(1) 社会福祉法人経営研究会報告書について -----	38
(2) 合併・事業譲渡、法人間連携の推進について -----	38
(3) 合併・事業譲渡、法人間連携の取組み事例の情報提供依頼について -----	39
(4) 社会福祉法人経営支援事業(新規)について -----	39
(5) 福祉医療機構による法人経営診断について -----	41
5 福祉貸付事業について	
(1) 平成20年度貸付事業の基本的な考え方 -----	43
(2) 平成20年度福祉貸付の事業枠 -----	43
(3) 福祉貸付事業の見直し -----	43
(4) その他留意事項 -----	45
6 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について	
(1) 関連予算 -----	46
(2) 近年の財政状況 -----	46
(3) 都道府県補助金 -----	46
7 福祉サービスの質の向上のための取組みについて	
(1) 福祉サービス第三者評価推進事業 -----	48
(2) 苦情解決事業 -----	49

8	社会福祉施設の整備について	
(1)	平成20年度の社会福祉施設等の整備 (社会福祉施設等施設整備費補助金)	50
(2)	老朽施設の改築整備の促進等	51
(3)	社会福祉施設の木材利用の推進	51
(4)	社会福祉施設の財産処分について	52
9	社会福祉施設の運営について	
(1)	施設の役割と適正な運営管理の推進	53
(2)	感染症の予防対策等	53
(3)	地上デジタル放送への移行に伴う対応について	56
10	社会福祉施設の防災対策等について	
(1)	社会福祉施設の防災対策への取組	57
(2)	被災施設の早期復旧等	58
(3)	大規模災害への対応について	58
(4)	社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底について	58

## (連絡事項)

○	社会福祉士及び介護福祉士試験の試験地の拡大について	61
---	---------------------------	----

## (参考資料)

1	人材確保指針の見直しについて	63
2	人材確保指針に基づく厚生労働省の主な取組について	110
3	東京都社会福祉協議会の「福祉人材確保ネットワーク事業」	159
4	福利厚生センター加入状況	160
5	福利厚生事業の年度別事業展開	161
6	福利厚生センター地方事務局一覧	162
7	福祉経営塾の概要	163
8	平成20年度社会福祉研修実施計画(案)	165
9	平成20年度社会福祉研修の開催期間、受講申込期限一覧(案)	166
10	社会福祉士及び介護福祉士法の改正について	168
11	社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等	173
12	社会福祉士会・介護福祉士会会員数都道府県別一覧	175
13	都道府県社会福祉士会名簿	176
14	都道府県介護福祉士会名簿	177
15	社会福祉士・介護福祉士養成施設及び社会福祉主事養成機関 都道府県別設置状況	178
16	社会福祉士及び介護福祉士指定養成施設等一覧	181
17	社会福祉主事養成機関一覧	208
18	社会福祉主事資格認定講習会の実施状況の推移	212
19	日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ関係 (平成18年9月9日協定署名)	213
20	日インドネシアEPA交渉における看護師・介護福祉士候補者の 受入れの枠組み(人の移動分野)	215
21	社会福祉法人における法人間連携事例の紹介	217
22	平成20年度独立行政法人福祉医療機構貸付事業予算(案)	224
23	社会福祉事業施設に対する協調融資について	225
24	第三者評価都道府県推進組織設置状況一覧	227
25	事業者段階における苦情解決の取組状況	228
26	地上デジタル放送について	229

# 重 点 事 项

# 1 福祉人材確保対策の推進について

## (1) 福祉人材の現状

ア 近年の我が国においては、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等により、国民の福祉・介護ニーズは多様化、高度化している状況にあり、これらのニーズに対応する福祉・介護人材については、質・量の両面において一層の充実が求められている状況にある。

(注1) 2015年にはいわゆる「団塊の世代」の全員が65歳以上に達し、認知症高齢者は平成17年の約169万人から平成27年には約250万人にまで増加することが見込まれている。

### ※ 認知症高齢者の将来推計

	2005	2015	2025	2035
自立度Ⅱ以上	169万人	250万人	323万人	326万人
65歳以上 人口比 (%)	6.7%	7.6%	9.3%	10.7%
うち自立度Ⅲ以上	90万人	135万人	176万人	205万人
65歳以上 人口比 (%)	3.6%	4.1%	5.1%	5.8%

\* 「自立度Ⅱ」：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

\* 「自立度Ⅲ」：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

(注2) また、65歳以上の者が世帯主である単独世帯は平成17年の約386万世帯から平成27年には約566万世帯にまで増加することが見込まれている。

※ 高齢者世帯の将来推計

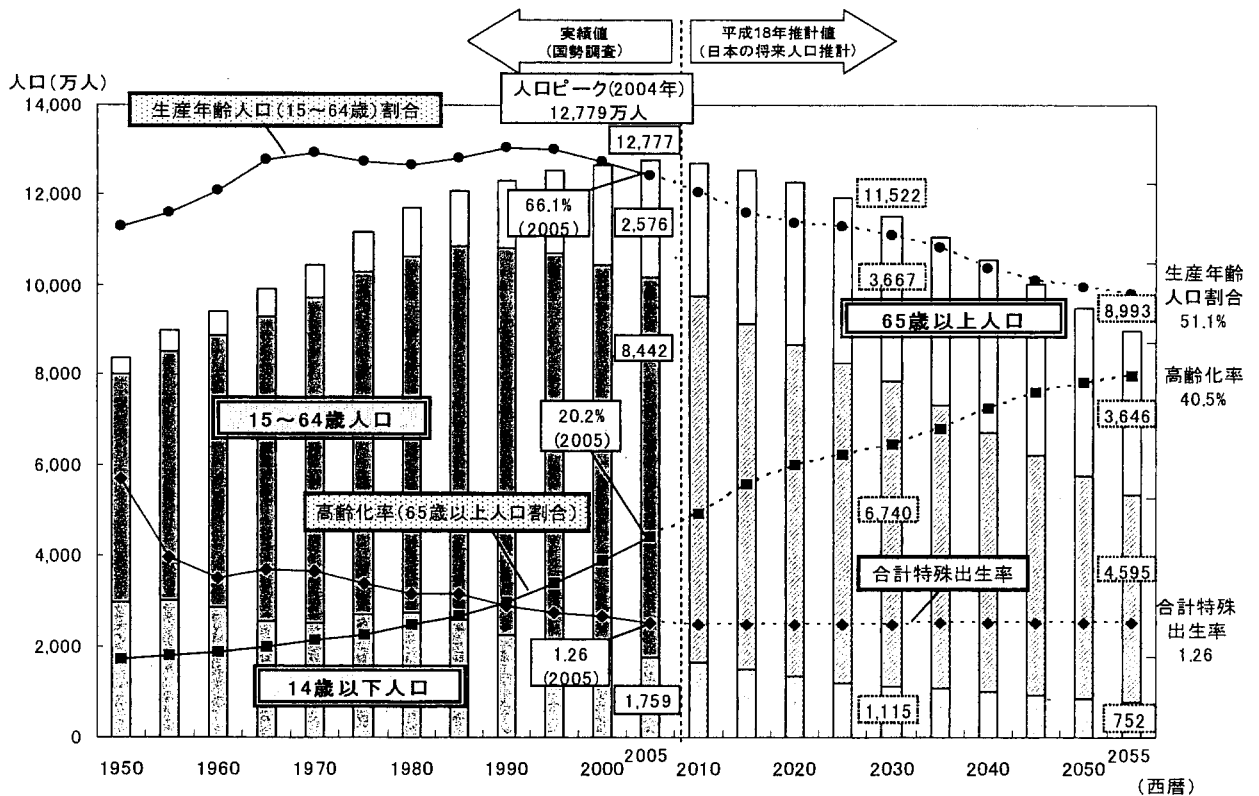
	2005	2010	2015	2020	2025
一般世帯	4,904 万世帯	5,014 万世帯	5,048 万世帯	5,027 万世帯	4,964 万世帯
世帯主が 65歳以上	1,338 万世帯	1,541 万世帯	1,762 万世帯	1,847 万世帯	1,843 万世帯
単独 (比率)	386 万世帯 (28.9%)	471 万世帯 (30.6%)	566 万世帯 (32.2%)	635 万世帯 (34.4%)	680 万世帯 (36.9%)
夫婦のみ (比率)	470 万世帯 (35.1%)	542 万世帯 (35.2%)	614 万世帯 (34.8%)	631 万世帯 (34.2%)	609 万世帯 (33.1%)

\* 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

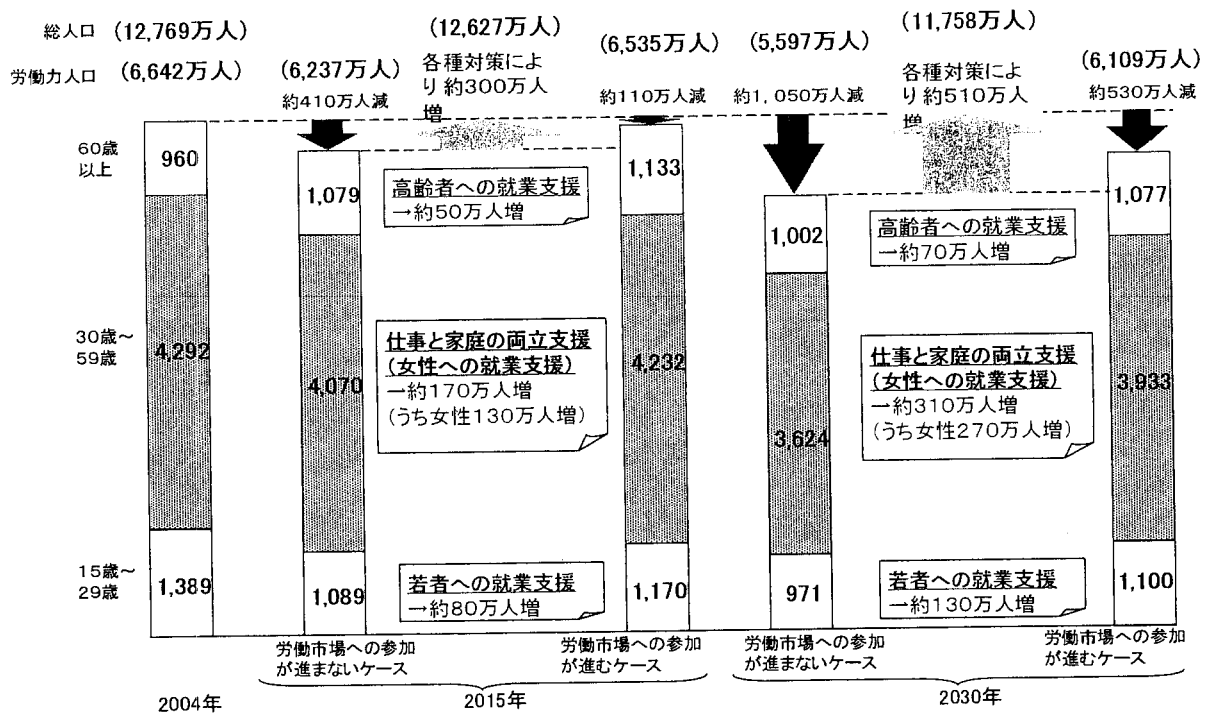
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成15年10月推計）」

イ 他方、こうした少子高齢化の進行等により、15歳から64歳までの生産年齢人口も減少し、これに伴い、労働力人口も減少が見込まれる中で、今後、限られた労働力をいかに福祉・介護サービス分野において確保していくかは喫緊の課題であり、福祉・介護サービスの仕事を、「今後の少子高齢社会を支える働きがいのある、魅力ある職業」として社会的に認知されるように努めていく必要がある。

※ 我が国の人口の将来推計



※ 我が国の労働力人口の将来推計



(資料出所) 総人口については、2004年は総務省統計局「人口推計」、2015年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002年1月推計)による。  
 労働力人口については、2004年は総務省統計局「労働力調査」、2015年、2030年は雇用政策研究会(厚生労働省職業安定局長の研究会)の推計(2005年7月)による。  
 (注)「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、より多くの者が働くことが可能となったと仮定したケース。

ウ このような観点から、厚生労働省においては、昨年8月に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を14年ぶりに改定するとともに、福祉・介護サービスを支える中核的な人材である社会福祉士及び介護福祉士について、その資質の確保及び向上を図るための改正法が昨年11月28日に国会で成立し、同年12月5日付け公布されたところである。

※ 「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第125号)

成立までの経緯

19年3月13日	閣議決定
14日	国会提出(前通常国会)
4月27日	参議院において修正の上、可決 ※ 准介護福祉士について検討規定を追加
6月15日	衆議院厚生労働委員会で提案理由説明 → 継続審議に
11月2日	衆議院厚生労働委員会において可決

11月 6日	衆議院本会議において可決、同日参議院へ
11月28日	参議院本会議において可決
12月 5日	改正法公布

エ 今後、質の高い人材の安定的な確保を図っていくためには、資格制度の見直しによる資質の向上と併せて、高度な資格を取得した者にはそれに見合った処遇が得られるよう、労働環境の改善等を図っていくことが必要である。

オ 厚生労働省としては、昨年8月に告示した指針と改正法による社会福祉士制度及び介護福祉士制度の見直しを一体的なものとして位置付け、今後、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保を図ることとしている。



## (2) 福祉人材確保対策について

### ア 人材確保指針の見直しの背景と見直しの内容

(ア) 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成5年厚生省告示第116号。以下「旧人材確保指針」という。)については、平成5年に制定されたものであるが、旧人材確保指針の制定後、介護保険制度の創設等により、これまでの福祉制度が措置制度からすべての国民がニーズを有することを前提とした契約に基づき サービスを提供する制度に変わった(制度の普遍化)。

これに伴い、福祉・介護サービスを取り巻く状況は大きく変化してきており、認知症等のより専門的な対応を必要とするニーズや個人の尊厳やできるだけ住みなれた地域で暮らし続けられるような希望を尊重したサービスの提供など、国民の福祉ニーズも多様化・高度化している状況にある。

(イ) また、少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い、他の産業分野における採用意欲も増大している。福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じているとの指摘もある。

○ 福祉・介護サービス従事者の現状

【従事者数（平成 17 年 10 月）】 約 330 万人

※ うち、介護保険サービスで従事する介護職員数 約 110 万人

【決まって支給する現金給与額】

区 分	勤続年数	きまって支給する 現金給与額
	年	千円
全労働者	12.0	330.9
福祉施設介護員（男）	4.9	227.1
〃（女）	5.3	206.4
ホームヘルパー（女）	4.5	197.0

※ 資料「平成 18 年賃金構造基本統計調査」

【有効求人倍率（平成 18 年度介護関連職種）】

〔常用〕

〔パート〕

○ 全 国 1.74 倍（全職業：1.02 倍） 3.08 倍（全職業：1.35 倍）

○ 東 京 2.82 倍（全職業：1.42 倍） 5.46 倍（全職業：2.04 倍）

※ 東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、奈良県、香川県、高知県がパートで 4 倍を超える高い水準となっている。

※ 資料「職業安定業務統計」

【離職率】

介護職員＋ホームヘルパー 20.3%（全労働者：16.2%）

※ 資料：介護職員＋ホームヘルパー：事業所における介護労働実態調査（平成 19 年 7 月）（介護労働安定センター）

※ 全労働者：「雇用動向調査（平成 18 年）」

【介護職員数の将来推計】

今後 10 年間に約 40 万人から約 60 万人の介護職員が必要

※ 今後の後期高齢者数や要介護認定者数の伸び率をもとに介護職員数を推計

(ウ) このような状況を考慮すると、福祉・介護サービス分野は最も人材の確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つであり、福祉・介護サービスの仕事が少子高

齢社会を支える働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに的確に対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが今や国民生活に関わる喫緊の課題となっている。

(エ) このため、福祉・介護サービスの仕事が就職期の若年層を中心とした国民各層から選択される職業となるよう、他の分野とも比較して適切な給与水準が確保されるなど、労働環境を整備する必要がある。また、従事者のキャリアアップの仕組みを構築するとともに、国家資格等を取得するなど、高い専門性を有する従事者については、その社会的な評価に見合う処遇が確保され、従事者の努力が報われる仕組みを構築する必要がある。

(オ) こうした観点から、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずべき措置について改めて整理を行い、昨年8月に、新しい「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号。以下「新人材確保指針」という。）が告示されたところである。

(カ) 新人材確保指針では、福祉・介護サービス分野を最も人材の確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野の1つとして位置付け、以下の5つの視点から、人材確保のために講ずべき措置を整理している。

- ・ 就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるようにし、さらには従事者の定着の促進を図るため、「労働環境の整備の推進」を図ること

○ 「労働環境の整備の推進」のための取組

- ◇ キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保
- ◇ 給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定
- ◇ 介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方検討
- ◇ 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善
- ◇ 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等

- ・ 今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上が図られるよう、「キャリアアップの仕組みの構築」を図ること

- 「キャリアアップの仕組みの構築」のための取組
  - ◇ 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修体系
  - ◇ 従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築
  - ◇ 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等

- ・ 国民が、福祉・介護サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であること等について理解し、福祉・介護サービス分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるよう「福祉・介護サービスの周知・理解」を図ること。

- 「福祉・介護サービスの周知・理解」のための取組
  - ◇ 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
  - ◇ 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進 等

- ・ 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者等を有効に活用するため、潜在的有資格者等の掘り起こし等を行うなど、「潜在的有資格者等の参入の促進」を図ること。

- 「潜在的有資格者等の参入の促進」のための取組
  - ◇ 潜在的有資格者等の実態把握
  - ◇ 福祉人材センター等による相談体制の充実
  - ◇ 無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等

- ・ 福祉・介護サービス分野において、新たな人材として期待されるのは、他分野で活躍している人材、高齢者等が挙げられ、今後、こうした「多様な人材の参入・参画の促進」を図ること。

- 「多様な人材の参入・参画の促進」のための取組
  - ◇ 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

(キ) また、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が十分な連携を図りつつ、福祉・介護人材を取り巻く諸課題に関する問題意識を共有し、それぞれの役割を果たしていくことにより、福祉・介護人材の処遇の改善や福祉・介護サービスの社会的評価の向上等に取り組んでいくことを明記し、項目ごとに主体的に取り組むべき主体を明らかにして

いる。

具体的には、地方公共団体の役割として、

- ・ 都道府県にあつては、従事者の需給状況や就業状況等の把握や研修体制の整備、経営者・関係団体等間のネットワークの構築など、広域的な人材確保の取組
- ・ 市町村にあつては、都道府県の取組と連携の上、ボランティア活動の振興や広報活動を通じた地域住民に対する福祉・介護サービスの普及啓発や従事者に対する相談体制の整備など、地域の特色を踏まえたきめ細やかな人材確保の取組

を示しているところである。

○ 新人材確保指針（平成19年厚生労働省告示第289号）（抄）

地方公共団体は、事業者の指定や指導監督を行い、地域の実情に応じて、住民に対し必要な福祉・介護サービスを確保するための計画を策定するほか、事業に係る費用の一部を負担する等の役割を担っている。

このため、地方公共団体は、福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者に対する指導監督を行うとともに、福祉・介護サービスに関わる法人、施設、関係団体等の取組を把握しながら、個々の経営者では対応が難しい人材確保の取組や研修の実施など人材の質的向上を支援していく必要がある。

特に、都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、従事者の需給状況や就業状況を把握するとともに従事者に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていくことが重要である。

また、市区町村においては、介護保険制度の保険者として位置付けられているなど、福祉・介護制度の実施主体としての立場から、必要なサービス提供体制を確保するため、都道府県の取組と連携し、ボランティア活動の振興や広報活動等を通じて、福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発に努めるとともに、従事者に対する研修の実施や相談体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、地域の特色を踏まえたきめ細やかな人材確保の取組を進めていくことが重要である。

また、国民の役割についても、

- ・ 消費者として質の高い福祉・介護サービスを選び分けることに努めるとともに、福祉・介護サービスを大切に利用する節度ある利用者として、これを上手く利用しながら、自立した日常生活を目指していくこと
- ・ 福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての立場から、福祉・介護

サービスの量や質の水準と併せて、これを確保するために必要となる負担の水準を考えていくこと

- ・ ボランティア等への参画を通じて、地域社会等における支え合いを充実させていくこと

等を示しているところである。

○ 新入材確保指針（平成19年厚生労働省告示第289号）（抄）

国民は、福祉・介護サービスの利用者であるとともに、福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての役割を担っている。

これからの福祉・介護サービスは、利用者自らのニーズに基づき、サービスを選択することを基本としており、質の高いサービスの担い手の育成は、賢明な利用者の存在なくして成り立たないものである。この意味で、国民は消費者として質の高いサービスを選び分けるとともに、こうしたサービスを伸ばしていくことに努めなければならない、そのためには必要な情報開示や相談体制の整備を経営者や行政等に求めていくべきである。

また、我が国の福祉・介護制度は、国民が拠出する公的な財源により運営されており、国民一人一人がこれを大切に利用するという節度ある利用者でなければならない、このような認識なしにサービスが利用されれば、真に福祉・介護サービスが必要な利用者にサービスが行き届かないおそれもある。このような意味で、国民は福祉・介護サービスを上手く利用しながら、自立した日常生活を営むことを目指していくことが求められる。

さらに、福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての立場から、国民は、必要な福祉・介護サービスの量や質の水準と併せて、これを確保するために必要となる負担の水準も考えていくことが求められる。

このほか、国民の生活を支えていくためには、公的な福祉・介護制度に基づく福祉・介護サービスのみならず、地域社会等における支え合いを併せた重層的な支援体制を整備していくことも重要であり、国民は、ボランティア等への参画を通じて、こうした地域社会等における支え合いを充実させていくことも重要である。

(ク) さらに、国は、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が行う人材確保のための取組について、福祉・介護制度の見直しの状況を踏まえつつ、定期的に実施状況を評価・検証し、指針の見直しを行うこととしている。

(ケ) 各都道府県におかれては、管内市町村、福祉・介護サービス事業者並びに社会福祉協議会、都道府県福祉人材センター、福祉・介護サービス分野の職能団体、事業者団体等の関係団体が各地域の実情に応じた取組を検討できるよう、当該指針の趣旨、管内の人材確保の状況、各団体等に取り組んでいただきたい事項等について周知いただくとともに

に、当該指針の内容を参考としつつ、福祉・介護サービスの意義、当該指針の趣旨等の管内住民に対する幅広い周知、各都道府県の実情を踏まえた福祉・介護人材確保のための取組を積極的に推進されたい。

その際、厚生労働省においては、指針を踏まえ、平成20年度予算案に都道府県人材センターにおける福祉・介護人材確保のための取組の推進に必要な経費等を盛り込んでいるところであり（詳細は次の「イ」及び「参考資料2」参照のこと。）、これらを十分ご活用いただきたい。

(コ) なお、今後、各都道府県において行われている福祉・介護人材確保のための取組について、厚生労働省のホームページ等において公表することを前提に、調査を行うこととしているので、その際にはご協力をお願いしたい。

## イ 新入材確保指針を踏まえた事業等

### (ア) 介護福祉士等現況調査

福祉・介護人材については、質・量ともに確保されることが求められている一方、介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家資格を取得しながら、何らかの理由で福祉・介護サービスに就業していない、いわゆる潜在的有資格者が多数存在している。こうした潜在的有資格者を福祉・介護サービスへの就業に結びつけ、その専門性を活かしていくことが必要であるが、これらの者については、その就労又は不就労の実態が把握できていないため、潜在的有資格者がこの分野で就労しやすいよう、実効性のある支援を行っていくためにも、人材確保のための様々な取組・広報の実施と併せて、潜在的有資格者の実態を把握する必要がある。

このため、介護福祉士等の国家資格取得者に対し、就労・不就労の状況等について調査を実施し、潜在的有資格者の実態を把握することとしているので、管内介護福祉士会、社会福祉士会等の関係団体に対して、アンケート調査の趣旨及び協力について周知方よろしく願いするとともに、その結果については、各都道府県にも情報提供を行うこととしているので、各都道府県において取組を行う際に有効活用していただきたい。

なお、各都道府県の介護福祉士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会の事務局等連絡先は「参考資料13・14」のとおりである。

○ 介護福祉士等現況調査の概要

(ア) 実施主体 財団法人 社会福祉振興・試験センター

※ 介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の指定登録機関

(イ) 調査対象 介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士として登録されている者から調査にご協力いただける方として約17万人程度を抽出

(ウ) 実施方法 登録機関である(財)社会福祉振興・試験センターより、資格の登録者に対し、本調査への協力依頼を行い、協力の承諾が得られた方に対して、改めて調査票を送付。

(エ) 調査内容① 基本情報(資格の保有状況、年齢等)

② 就労状況(就労・不就労の別、業種、労働環境等)

③ 福祉・介護分野での就労経験の有無

④ 福祉・介護分野での就労の意向

⑤ 就労する上での不満や悩み

⑥ (福祉・介護分野で就労していない場合) 就労しない理由

⑦ 福祉・介護分野について改善したいこと

⑧ 福祉・介護分野で就労するために必要な支援策 等

(イ) 中央福祉人材センターの取組

① 定点観測の手法を用いた福祉・介護人材の就業動向の把握

最近の雇用情勢の改善に伴い、今後の福祉・介護分野における人材の確保が懸念されている中で、福祉・介護分野で働く職員の就職理由、就職前の就業状況、離職の経験がある場合の離職理由、その後の就職先等について調査を行い、就業動向や要因分析を行うことが必要である。このため全国の1,000施設・事業所において、定点観測の手法を用いた職員の移動状況や、就業動向等の把握をしていくこととしている。

今後の、具体的な進め方としては、まずは来年度のなるべく早い時期(4月中を目途)に、10か所程度の都道府県を選定し、その後、選定した都道府県内から1,000事業所を選定することとしている。

各都道府県におかれては、10か所の選定にご協力をいただくとともに、選定された都道府県におかれては、都道府県人材センター等の関係団体等とも連携しながら、



具体的に調査をお願いする事業所の選定や定点調査についての施設・事業所に対する事業の説明・周知等ご協力をお願いしたい。

#### 定点観測の手法を用いた福祉人材の就業動向の把握

(事業内容)

全国から抽出した介護施設・事業所における職員の移動状況等を調査し、その動向を分析することにより、効果的な福祉人材確保対策を図る。

(対象施設・事業所)

全国1,000施設・事業所を抽出(10都道府県の中から選定)

(調査項目)

入職者票……就業経路、就職理由、就業前の状況等

離職者票……離職理由、離職後の就業予定、就業先の決まっている者に対して、選んだ理由、選定に当たって最も重視した事項等

#### ② 介護職員の定着促進等に向けた取組みの研究等

介護職員の定着促進等に向けた取組みを行うため、介護職員の人材確保の好事例や法人間の人事等の交流の好事例を収集・研究し、都道府県及び関係団体等にフィードバックしていくこととしている。

各都道府県におかれては、事例の収集に当たり、ご協力をいただくとともに、フィードバックされた事例について各都道府県が人材確保の取組を行う際に有効活用したり、管内の事業者に対して周知等を宜しくお願いしたい。

#### 介護職員の定着促進等に向けた取組みの研究等

(事業内容)

福祉・介護人材の確保及び定着促進を図るための検討会を設置し、職員の確保や法人間の人事交流等が効果的に機能している成功事例を収集・研究する。

#### ③ 福祉人材確保重点月間

(目的)

広く国民に対して福祉・介護サービスの仕事等の理解を深め、就業意欲を持っていただき、福祉・介護サービス分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるように、福祉人材確保重点月間を定めることとしている。

(月間の設定)

7月を中心に月間の設定を検討中

《理由》

- ・ 若年者（学生）を主たる対象に、学生の就業促進を目的とするフェアへの参加にむけて機運を高める。
- ・ 夏休み等を利用したインターンシップ、ボランティア体験事業、介護等体験事業等への中高生を含めた幅広い層が福祉・介護分野への参加の促進。

(月間内の事業)

・ 中央での事業

政府公報等を活用した全国規模で広報活動、合同面接会、福祉人材交流大会（仮称）、メンタルヘルス等の相談事業等

・ 都道府県での事業

福祉人材確保重点月間の周知、求人説明会、セミナー、研修会等の事業の実施

詳細については現在検討中であり、決定次第、情報提供することとしていることから、各都道府県におかれては、事業の趣旨をご理解・ご協力をいただき、管内の都道府県人材センター、ハローワーク、事業者団体、職能団体等の関係団体等が福祉・介護の仕事のPRのための活動や人材確保に向けた様々な取組を連携して、展開していくことができるよう、指導・助言をお願いしたい。

(ウ) 都道府県福祉人材センター・バンクの取組

① 重点事業の推進（セーフティネット支援対策等事業費補助金）

福祉・介護分野への無料職業紹介や人材確保に向けた各種研修事業等を行っている都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいて、平成19年度より潜在的マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への障害者雇用の促進等、それぞれの地域の実情に応じた人材確保対策を重点事業として位置づけ、重点的に取組を実施していただいているところである。

新入材確保指針を踏まえ、引き続き都道府県福祉人材センター等と連携の上、福祉・介護人材の確保に向けた取組の推進をお願いしたい。

なお、中央福祉人材センターでは、全国の都道府県福祉人材センター・バンクが取り組むべき中期課題を体系的に整理した「都道府県福祉人材センター・バンク アク

シヨンプラン」を策定したところであり、これを参考に各都道府県福祉人材センター等では、福祉人材確保計画を策定することとしているので御了知願いたい。

特に、東京都社会福祉協議会において平成19年度より先駆的に小規模な施設・事業所等が、共同で研修を実施したり、採用活動・人事交流等を実施するための仕組みづくりの支援を実施しているが、このような取組も参考とし、各地域の実情を踏まえた創意工夫にこらした取組をお願いしたい。(参考資料3)

## ② ハローワークとの連携強化

なお、平成15年5月31日付け社援発第0531003号「福祉人材センター等と福祉重点ハローワーク等との効果的な連携のあり方について」において、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策についてお示ししているところであるが、今年度前半の取組については、都道府県福祉人材センターの約9割が就職説明会を共催しているのに対して、福祉人材センターとハローワークで所有している求人・求職等の状況に関する情報交換は5割を下回っており、相互の情報を活用した就業斡旋や求人・求職情報の現状分析が十分に行われていないなどの状況が見られた。今後、福祉・介護人材の確保に向けて、各種の情報交換も含めてより連携が密になるよう、取組を進めていただきたい。

### [福祉人材センターにおける連携の実施状況]

	行っている	行っていない
就職説明会の共催等の実施	89.4%	10.6%
ハローワークへの労働市場情報の提供	40.4%	59.6%

## (エ) 福利厚生センターによる福利厚生事業の実施

福祉・介護サービス分野に必要な人材を確保するためには、給与・労働時間等の労働環境の改善に取り組む必要があるが、その中でも、中小規模の事業者が多い社会福祉事業の中で魅力ある職場づくりを進めるためには、共同によるスケールメリットを生かした福利厚生の充実が必要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として、厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、生活習慣病予防検診費の助成、契約宿泊施設の利用助成、団体生命保険、地域における会員交流事業等42種類のサービスを提供している。

福利厚生センターにおいては、既存のサービスメニューを見直し、会員の希望する事業メニューの拡充等を行うこととしているので、単独で福利厚生の充実に取り組むことが困難な中小規模の事業者等に対して、福利厚生の充実が図れるよう、各都道府県におかれては、社会福祉施設等への各種説明会の場等を通じて、関係者に対する福利厚生センター事業の周知について一層のご協力をお願いしたい。

なお、地域における会員交流事業等の事業の一部は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施しているため、管内の社会福祉法人に対する周知方をお願いしたい。

(業務受諾団体連絡先、サービスメニュー一覧、加入状況等は「参考資料4、5、6」)

(参考) 法人加入状況

加入率の高い都道府県

1	徳島県	62.8%
2	三重県	57.0%
3	富山県	48.7%
4	香川県	45.1%
5	山形県	43.3%
	全国平均	21.3%

(オ) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

① 大学本体（4年制大学、大学院等）

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的社会福祉事業従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）を設置している。また、この他、社会福祉主事等を養成する通信教育課程を設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年） 80名
- 大学院 社会福祉学研究科  
（博士前期課程2年 15名、博士後期課程3年 5名）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年） 150名
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年） 800名  
社会福祉士養成課程（1年7月） 400名  
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月） 200名  
精神保健福祉士短期養成課程（9月） 150名

〔問い合わせ先〕 日本社会事業大学 総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

② 専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、福祉・介護サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象とした幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成する専門職大学院を平成16年度に設置した。

専門職大学院においては、市町村福祉行政への助言、指導ができる都道府県の専門職の養成に力を入れているところであるが、近年、行政機関からの職員の派遣が増えてきており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等の職員の派遣についてよろしくお願ひしたい。

（19年度までの実績）

熊本県 3名

長崎県 3名

20年度から埼玉県、熊本県から計2名を受け入れることとしている。

なお、派遣院生には宿舎が用意されている。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

③ スキルアップ研修講座

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上のため、昨年よりスキルアップ講座を実施している。来年度9月

以降（予定）の講座は、都心にある文京区茗荷谷キャンパスを使用し、本専門職大学院の教員が中心となって教授することとしている。各都道府県においては、リーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。

なお、平成20年度の講座募集については、後日お知らせすることとしている。

【平成19年度研修講座（参考）】

- ①スーパービジョン、②権利擁護、③児童問題への対応、④低所得者・ホームレス等への支援、⑤地域包括支援センターの役割、⑥司法と福祉、⑦福祉従事者のための調査データ利用と分析の実際、⑧ケアの記録システム

④ 文京キャンパス等を活用した独自の社会人教育

日本社会事業大学においては、文京キャンパス等を活用した以下のような独自の社会人教育を実施しているところであるので、フォーラム等への参加及び周知方よろしくお願ひしたい。

[福祉経営フォーラム]

第一線で活躍している福祉経営者、行政担当者及び学識者が参加する産・官・学の連携の下に、社会福祉法人の経営のあり方について研究を行っているところである。将来の活力ある社会福祉法人や福祉企業を運営するための新しい仕組みづくりなどを協議し、そのまとめを公開フォーラムの場で広く公開しており、平成20年度は9月を予定している。

【平成19年度公開フォーラム（参考）】

テーマ：＝本気で在宅介護・在宅医療なのか？＝

- ・基調講演「在宅医療・在宅介護のあり方」
- ・行政基調講演「在宅障害者・高齢者を支える制度・体制」
- ・在宅医療・在宅介護先進事例パネルディスカッション

開催日：平成19年9月30日（日）

会場：日本消防会館 ニッショウホール

参加費：無料

[福祉経営塾]

社会福祉法人の経営改革を担うべき中堅人材を育成するため、財務、労務管理、リスクマネジメント、政策・制度まで総合的な経営ノウハウを学ぶことができる「福

社経営塾」を、文京キャンパスにおいて、毎週木・金曜日に開催する予定であるので、フォーラムへの参加と併せて周知方よろしくお願ひしたい。

**【福祉経営塾の概要】**

対 象：社会福祉施設等の中堅職員

日時等：平成20年5月～7月

毎週木・金 18:30～21:40、全40時限（予定）

会 場：学校法人日本社会事業大学 文京キャンパス

（文京社会福祉専門学校 東京都文京区小石川5-10-12）

受講費：200,000円

内 容：基礎編（22時限）、応用編（18時限）の計40時限

（カリキュラムの詳細は参考資料7参照）

（カ）社会福祉事業従事者等に対する研修等

新入材確保指針において、今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」が求められている。

このため、平成20年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とした社会福祉研修を、国立保健医療科学院及び中央福祉学院（ロフォス湘南）において実施することとしている。

① 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成20年度においては以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業

・都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修

a 社会福祉法人・老人福祉施設担当 300人

b 社会福祉法人・児童福祉施設担当 150人

c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当 150人

d 生活保護担当 100人

・福祉事務所新任所長研修 160人

・福祉事務所新任査察指導員研修 200人

・児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修 80人

[問い合わせ先] 国立保健医療科学院総務部教務課

埼玉県和光市南2-3-6

T E L 048-458-6111 <http://www.niph.go.jp/>

② 全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程や、社会福祉法人経営者・社会福祉施設指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成20年度においては以下の研修を開催することとしている。

○ 中央福祉学院における研修事業等

[委託事業]

・社会福祉主事資格認定通信教育課程 2,000人

・社会福祉施設長資格認定通信教育課程 300人

・社会福祉法人経営者研修課程 400人

・社会福祉施設長サービス管理研修課程 1,000人

・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 80人

・社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 80人

[補助事業]

・児童福祉司資格認定通信課程 200人

・社会福祉施設指導職員特別研修課程 240人

・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程 50人

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

T E L 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>



研修を積極的に活用し、福祉・介護人材のキャリアアップ等を図る上からも、広報や会議等を通じて、研修の周知及び参加の促進について周知をお願いしたい。

なお、平成20年度の研修の詳細については、後日、研修要綱を発送する予定である。

#### ウ 職能団体の強化と連携

福祉・介護サービスに関わる人材を確保し、より質の高いサービスを提供する上で、社会福祉士及び介護福祉士等の福祉・介護サービスに従事する者の職能団体においては、従事者の資質の向上のための研修の実施や福祉・介護サービスについての周知等その果たす役割が大きなものとなっている。

しかしながら、こうした職能団体への有資格者の参加状況には各都道府県に差があることから、各都道府県等におかれては、こうした職能団体の周知にご協力いただくとともに、人材確保の取組についても、職能団体とも十分に連携を取りながら進めていただきたい。

## 2 介護福祉士制度・社会福祉士制度の見直しについて

### (1) 改正の趣旨等

ア 「社会福祉士及び介護福祉士法」は、昭和62年に、誰もが安心して福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的な能力及び知識を有する人材の養成・確保を図るため、創設されたものである。

イ 制度創設以降20年が経過したが、この間、我が国の福祉・介護制度は、介護保険制度や障害者自立支援法等の創設により、措置制度から、利用者の選択と自己決定に基づくより普遍化した制度に大きく転換し、福祉・介護サービスが飛躍的に増大する中で、これらのサービスの中核的な担い手として、介護福祉士の資格取得者数は約64万人に、社会福祉士の資格取得者数は約9.5万人に達している。

ウ 他方、我が国は、いわゆる団塊世代が高齢者となる2015年を目前にし、さらに10年後の2025年には75歳以上の後期高齢者数が2,000万人を超えることが見込まれ、いわば高齢化の「最後の急な登り坂」を登りはじめたところといえる。このような状況の下で、認知症高齢者や医療ニーズの高い重度の者が増加しており、こうした多様化・高度化する国民の福祉・介護ニーズに的確に対応できる質の高い人材を養成していく観点から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正することとしたものである。

エ また、今回の改正と併せて、社会福祉士及び介護福祉士養成課程の充実を図る観点から、平成21年4月以降に社会福祉士及び介護福祉士養成施設に入学する者に係る教育カリキュラム、教員要件等の基準を抜本的に見直すこととしている。今回の一連の制度見直しにおいては、

- ・ 社会福祉士の資格取得方法の見直し
- ・ 社会福祉士の任用・活用方法の見直し
- ・ 介護福祉士の資格取得方法の見直し

が都道府県（教育委員会を含む。）が行う事務と関連するものであり、今後の制度施行に御協力方よろしく願います。

オ 特に、専修学校である社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設、介護福祉士の養成

を行う高校については、各都道府県が行う専修学校又は高校の認可等と地方厚生局が行う養成施設の指定を同時並行的に審査を進めていく必要があることから、各都道府県専修学校所管部局、私立高校所管部局及び教育委員会に対する周知徹底にご留意の上、ご協力をいただきたい。

カ さらに、今回の改正においては、社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における実習を行うことができる施設・事業の範囲を拡大する方向で検討を行っているので、社会福祉士養成施設や介護福祉士養成施設等が実習施設等を円滑に確保できるよう、管内施設・事業所に対して、今回の制度改正の趣旨や内容に関する周知徹底をお願いするとともに、実習教育へのご理解とご協力が得られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

キ また、社会福祉士の任用・活用の拡大については、参議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年4月26日）及び衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年11月2日）においても盛り込まれているところであり、こうした点を踏まえ、福祉事務所等における社会福祉士の任用・活用の促進について特段のご配慮を賜りたい。

○ 参議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年4月26日）

- 一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。
- 二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。
- 五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資

格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

○ 衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年11月2日）

一、介護福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。

二、社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実等に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないように、監督・指導を行うこと。

三、福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。

四、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

五、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。

六、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

八、社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、

専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

九、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。

十、社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実に十分配慮すること。

十一、司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

## (2) 社会福祉士制度の改正について、

### ア 定義の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

社会福祉士の役割を明確にするため、「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整」（第2条第1項関係）を行うべき旨の規定を追加した。

### イ 義務の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

社会福祉士が果たすべき義務について、次の規定を追加した。

(ア) その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行うこと（第44条の2関係）

(イ) その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこと（第47条第1項関係）

(ウ) 社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、知識及び技能の向上に努めなければならないこと（第47条の2関係）

### ウ 資格取得方法の見直し（平成21年4月1日施行）

社会福祉士の資格取得方法について、

- ・ 社会福祉主事養成機関の課程を修了した者について、2年以上の実務経験を経て、短期養成施設等において6月以上の課程を修了した後、国家試験の受験資格を付与することとしたこと

- ・ 児童福祉司等の行政職について、従来5年以上の実務経験が必要とされていたが、これを4年に短縮するとともに、短期養成施設等において6月以上の課程を修了しなければならないこととしたこと  
など、次のとおり見直しを行った。

- (ア) 大学等における実習・演習の教育カリキュラム等の質の確保及び標準化を図るため、社会福祉士試験の受験資格を得るために修めることが必要な社会福祉に関する科目及び基礎科目について、必要な基準を文部科学省令・厚生労働省令で定めることとしたこと（第7条第1号及び第2号関係）
- (イ) 社会福祉主事の任用資格を持って相談援助業務に就いている者のスキルアップを促す等の観点から、社会福祉主事の養成機関の課程を修了した者が、児童相談所等の指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した場合に、社会福祉士の受験資格を付与することとしたこと（第7条第9号関係）
- (ウ) 社会福祉士として必要な技能を体系的に修得する機会を確保するため、社会福祉士の受験資格について、児童福祉司等として従事した期間を「5年以上」から「4年以上」に短縮し、その従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した場合に受験資格を付与することとしたこと（第7条第12号関係）

## エ 任用・活用方法の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

社会福祉士の任用・活用を推進していく観点から、児童福祉司と同様、身体障害者福祉司、社会福祉主事及び知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付けることとした。（身体障害者福祉法第12条、社会福祉法第19条及び知的障害者福祉法第14条関係）

## (3) 介護福祉士制度の改正について

### ア 定義の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

介護福祉士が行う業務の内容について、従来の「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めた。

### イ 義務の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

介護福祉士が果たすべき義務について、次の規定を追加した。

- (ア) その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行うこと（第44条の2関係）
- (イ) その担当する者に、認知症であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこと（第47条第2項関係）
- (ウ) 社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならないこと（第47条の2関係）

ウ 資格取得方法の見直し（（ア）及び（ウ）は平成24年4月1日施行、（イ）及び（エ）は平成21年4月1日施行）

介護福祉士の資格取得方法について、

- ・ 介護福祉士養成施設等の卒業生について、平成24年度以降に実施される介護福祉士試験からは、資格の取得に当たり試験を受験しなければならないこととすること
  - ※ 例えば、2年制の養成施設の場合は、平成23年4月以降の入学者から、試験を受けることが課されることとなる。
  - ・ 3年以上の実務経験を有する者が国家試験の受験資格を得るに当たって、平成24年度以降に実施される介護福祉士試験を受験する場合には、6月以上の養成課程を経なければならないこととすること
- など、次のとおり見直しを行った。

(ア) 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者について、従来は介護福祉士となる資格を有する者であったが、これを介護福祉士試験の受験資格を有する者に改めたこと

また、福祉系大学、社会福祉士養成施設、保育士養成施設等（以下「福祉系大学等」という。）において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者についても同様に、従来は介護福祉士となる資格を有する者であったが、介護福祉士試験の受験資格を有する者に改めたこと（第40条第2項第1号から第3号まで関係）

(イ) 介護福祉士となるために福祉系大学等で修めることが必要な社会福祉に関する科目について新たに必要な基準を文部科学省令・厚生労働省令で定めることとしたこと（第39条第2号関係）

(ウ) 介護等の実務経験を有する者に係る介護福祉士試験の受験資格については、従前は3年以上介護等の業務に従事した者としていたが、これを3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改めることとしたこと（第40条第2項第5号関係）

(エ) 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した高等学校又は中等教育学校において3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を法律上介護福祉士試験の受験資格を有する者として位置付けることとしたこと（第40条第2項第1号関係）

## エ 准介護福祉士制度の創設（平成24年4月1日施行）

フィリピンとの経済連携協定においては、フィリピン人介護福祉士候補者の受入れについて、我が国の介護施設における受入れのほか、介護福祉士養成施設での受入れに関する事項が盛り込まれているが、その交渉過程において、介護福祉士養成施設の卒業者は国家試験を経ることなく資格を取得することができるという現行制度を前提として交渉した経緯がある。

これを踏まえ、同協定と改正法との整合を確保するため、平成24年4月以降、当分の間の措置として、介護福祉士養成施設を卒業した者について「准介護福祉士」の名称



を用いることができることとする仕組みを設けることとした。

なお、准介護福祉士の仕組みは、このようなフィリピンとの協定が契機となったものであるが、日本人と外国人を平等に取り扱う必要があるため、日本人を含め、介護福祉士養成施設を卒業したが介護福祉士でない者すべてに適用する。

(注1) 准介護福祉士については、「介護福祉士となるため、介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」旨を規定し、介護福祉士の資格を取得する途中段階としての位置づけを明確化する(附則8条において準用する第47条の2関係)とともに、准介護福祉士の資格を取得する者が修了すべき教育課程の時間数についても、現行の1,650時間から1,800時間程度に拡充することとしている。

(注2) また、日比経済連携協定に関するフィリピンとの協議の状況を勘案し、「この法律の公布後5年(平成24年12月5日)を目途として准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととした。(改正法附則第9条第1項関係)

#### (4) 制度の見直しを受けた平成20年度予算(案)

厚生労働省としては、社会福祉士及び介護福祉士制度の見直しを受け、来年度新規事業として、

##### ア 介護教員講習会

法改正にあわせて、認知症高齢者に対するケア等の新たな介護ニーズに対応できる、より質の高い介護福祉士を養成するため、これまでの研修内容を見直した上で、引き続き介護福祉士養成施設の専任教員となる者に対して講習会の受講を必須とし、日本介護福祉士養成施設協会が全国の各ブロックにおいて講習会を実施することとしている。

##### 介護教員講習会

実施主体：社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

対象者：新たに介護福祉士養成施設で専任教員になる者

研修時間：300時間(実施主体が一貫して実施)

研修人員：1か所当たり 42人

実施場所：全国5か所

##### イ 社会福祉士実習・演習担当教員講習会

成年後見、権利擁護等の新たな相談援助等に関する福祉ニーズに対応できる、より質

の高い社会福祉士を養成するため、社会福祉士養成施設及び福祉系大学等の実習・演習担当教員に対して講習会の受講を必須とすることから、新たに日本社会福祉士養成校協会が全国の各ブロックにおいて講習会を実施することとしている。

社会福祉士実習・演習担当教員講習会

実施主体：社団法人 日本社会福祉士養成校協会

対象者：社会福祉士の実習・演習を担当する教員で社会福祉士かつ5年以上の実務という条件を満たさない者

研修時間：51時間

研修人員：1ブロック 40人

実施場所：全国7ブロック

ウ 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

実習を通じて介護の実践が実施できるよう、より質の高い実習内容を確保する観点から、実習施設における実習指導者の要件として経過措置期間を設けた上で研修会の受講を必須とすることから、全国社会福祉協議会中央福祉学院に加え、新たに日本介護福祉士会が全国の各ブロックにおいて実習施設の実習指導者に対する研修を実施することとしている。

介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

実施主体：社団法人 日本介護福祉士会

全国社会福祉協議会中央福祉学院

対象者：介護福祉士実習施設の実習指導者になろうとする者

研修時間：現行と同時間程度（現行 22.5時間）

研修人員：1回当たり 40人（1ブロック8回開催）

実施場所：全国6ブロック、中央福祉学院

エ 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

実習を通じて相談援助技術の習得ができるよう、より質の高い実習内容を確保する観点から、実習施設における実習指導者の要件として経過措置期間を設けた上で研修会の受講を必須とすることから、全国社会福祉協議会中央福祉学院に加え、新たに日本社会福祉士会が全国の各ブロックにおいて実習施設の実習指導者に対する研修を実施することとしている。

#### 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

実施主体：社団法人 日本社会福祉士会

全国社会福祉協議会中央福祉学院

対象者：社会福祉士実習施設の実習指導者になろうとする者

研修時間：14時間

研修人員：1回当たり40人（1ブロック6回開催）

実施場所：全国8ブロック、中央福祉学院

福祉・介護サービス分野において、専門性の高い人材を育成するためにも、社会福祉施設等における実習の受入体制の整備は不可欠なものである。

各都道府県におかれても、実習指導者研修について社会福祉施設等に対する周知を行っていただくだけでなく、管下の実習対象施設（福祉事務所、児童相談所、地域包括支援センター等）から積極的な職員の参加をお願いしたい。

なお、平成20年度の研修の詳細については、後日、研修要綱を発送する予定である。

#### オ 介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士等修学資金貸付事業については、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付けを行うため、平成17年度から「セーフティネット支援対策等補助金」のメニュー事業に統合して実施しているところであるが、今後とも質の高い介護福祉士及び社会福祉士をより多く養成確保する必要があることから、事業の適正実施に努められたい。

#### (5) 当面のスケジュール

社会福祉士及び介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム、教員要件、実習施設の範囲の拡大、実習の実施方法、実習指導者の要件等については、その見直し案を厚生労働省ホームページに掲載し、昨年12月17日から本年1月10日までの間、パブリックコメントを実施したところである。今後、その結果を踏まえ、所要の手続きを経て、平成19年度内に省令等を改正し、平成21年4月より施行することとしている。

### 3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士の受入れについて

#### (1) 基本的な考え方

経済連携協定（EPA）による外国人の介護労働者の受入れについては、諸外国との経済連携協定交渉を進めていく過程で、交渉相手国から介護労働者の送り出しの要望があった場合に、経済連携協定の締結促進の観点から、交渉相手国に限定した上で、我が国の介護福祉士の資格取得や受入れ人数枠の設定、一元的な送り出し・受入れのスキームの設定など、一定の要件の下に受入れについて検討してきたところである。

#### (2) 日比経済連携協定及び日尼経済連携協定について

##### ア 介護福祉士候補者等受入れの現状

現在のところ、経済連携協定に基づき看護師・介護福祉士候補者等を受け入れることが決定しているのは、フィリピンとインドネシアであるが、いずれの国についても、3月3日現在では協定が発効していないため、受入れ開始時期は決定していない。具体的には、

(ア) フィリピンとの経済連携協定については、平成18年9月9日に両国首脳間で署名が行われ、同年12月6日に国会において承認が得られた。今後フィリピンの上院において承認された後に協定が発効し、介護福祉士等の受入れが開始される予定であるが、3月3日時点でまだフィリピンの上院での承認は得られていない。(参考資料19)

(イ) インドネシアとの経済連携協定については、昨年8月20日に両国首脳間で署名が行われ、昨年12月11日に我が国の国会に提出されたところである。今後、国会の承認を経て、協定が発効した後に介護福祉士等の受入れが開始される予定である(なお、インドネシアにおいては、協定の議会承認は不要である)。(参考資料20)

##### イ 受入れスキームの概要（介護福祉士関連のみ）

協定の実施に伴い、同協定に基づく介護福祉士候補者等の受入れの円滑かつ適正

な実施を図るため、受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件等、その実施に関する指針を定めることとしており、日フィリピン経済連携協定に基づく受入れについては、平成18年12月28日から平成19年1月31日までの間、当該指針案をパブリック・コメントに付したところである。なお、日インドネシア経済連携協定に基づく受入れについても、協定が国会で承認された後に、フィリピンとほぼ同様の指針を定める予定である。

(注) なお、日インドネシア経済連携協定については、日フィリピン経済連携協定とは異なり、介護福祉士養成施設コースが設けられていない。

指針の公布は、協定発効の環境が整い、受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件などをフィリピン及びインドネシア政府に通知した後に行う予定である。

#### (ア) 介護福祉士の国家資格取得を目的とした就労等（実務経験コース）

日フィリピン経済連携協定及び日インドネシア経済連携協定においては、介護福祉士候補者の要件及び入国後に従事する活動について、以下の通り規定されている。

○ 実務経験コースで入国する介護福祉士候補者の要件は、以下の通りである。

##### i) フィリピン

① フィリピンの4年制大学の卒業生でフィリピン政府の介護士の資格を有する者、又は

② フィリピンの看護学校の卒業生

##### ii) インドネシア

① インドネシアの大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ（高等学校卒業後3年間の教育課程を修了した者）以上の取得者で、6ヶ月程度の介護の研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者<sup>(注)</sup>、又は

② インドネシアの看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業生

(注) インドネシアにおける介護の研修については、介護に必要な技能を有する介護士として必要な技能を取得するためのカリキュラムを、インドネシア政府が日本政府と協議しながら検討することとなっている。

○ 実務経験コースの介護福祉士候補者は、入国後6ヶ月間の日本語の研修及び介護に関する研修（介護導入研修）を受けることとしている。その後、介護施設において介護福祉士の資格を取得するために必要な知識及び技術を修

得することとしている。

入国に当たっては、受入れ調整機関となる予定である社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）が紹介した受入れ先との雇用契約があることが要件であり、その際日本人と同等以上の報酬とすることとされている。滞在期間は1年間とし、3回まで更新できることとしているところである。

受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件については、日フィリピン経済連携協定に基づく受入れの実施に関する指針案では、以下の通りとしているところである。

- 就労する施設は、定員30名以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設であって、以下の要件を満たすものであることとしている。
  - ① 介護福祉士養成施設における実習施設に準ずる体制が整備されていること。
  - ② 介護職員の員数（就労する介護福祉士候補者を除く）が配置基準を満たすこと。すなわち、フィリピン人介護福祉士候補者は、介護保険法等に基づく配置基準には算定されず、介護報酬の請求においても人員要件には含まれない。
  - ③ 常勤の介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有すること。
  - ④ 過去3年間に、フィリピン人介護福祉士候補者等の受入れに関して、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること。
- 各介護施設において実施する研修の要件は、以下のとおりである。
  - ① 介護福祉士国家試験の受験に配慮した介護研修計画が作成されていること。
  - ② 研修責任者及び研修支援者の配置等必要な体制が整備されていること。
  - ③ 日本語の継続的な学習、日本の生活習慣習得等の機会を設けること。
- 受入れの仕組みにおいては、J I C W E L S が、定期的に受入れ施設から報告を徴収するとともに、年に1回、受入れ施設に対し巡回指導を行い、施設要件及び研修の要件を満たしていることを確認することとしている。

(イ) 介護福祉士の国家資格取得を目的とした就学等（養成施設コース）

- 日フィリピン経済連携協定において、養成施設コースで入国するフィリピ

ン人介護福祉士候補者の要件は、4年制大学の卒業生であることとされている。介護福祉士候補者は入国後6ヶ月間の日本語研修の後、介護福祉士養成施設における必要な知識及び技術の修得をすることとしている。

入国に当たっては、J I C W E L S が紹介した受入れ先の入学の許可があることが要件である。滞在期間は1年間であり、養成課程の修了に必要な期間まで更新できる。

○ 就学する養成施設の条件は、日フィリピン経済連携協定に基づく受入れの実施に関する指針案においては、以下の要件を満たすこととしている。

- ① 養成課程は、昼間課程であること。
- ② 就学する介護福祉士候補者の各学年の員数は、学年総定員の10分の1までであること。
- ③ 日本介護福祉士養成施設協会の卒業時共通試験を実施すること。
- ④ 過去3年間に、虚偽の学生募集、不正な入学許可その他の不正の行為をしたことがない学校法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること。

#### (ウ) 国家資格取得後の就労

国家資格取得後のフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士は、日本人と同等以上の報酬を条件とする受入れ先との雇用契約に基づき、介護福祉士としてのサービス提供に従事し、滞在期間は3年間を上限とし、その後更新することができる。なお、再入国の許可なしに出国後に再入国する等の場合は、J I C W E L S が紹介した受入れ先との雇用契約が必要である。

また、就労する施設は、日フィリピン経済連携協定に基づく受入れの実施に関する指針案においては、以下の要件を満たすこととしている。

- 利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- 過去3年間に、フィリピン人介護福祉士等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること。

#### (エ) 受入れ調整機関（社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S））によるあっせん等

フィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、JICWELSは以下の事業を実施する予定である。

また、厚生労働大臣は、JICWELSに対し、フィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者等への研修の実施状況その他の必要な事項に関する報告徴収、指導監督等を行うこととしている。

- 受入れ希望施設の募集及びフィリピン人・インドネシア人介護福祉士候補者等のあっせん
- 受入れ施設からの報告の受理
- 介護導入研修等の実施
- フィリピン人及びインドネシア人介護福祉士等の入帰国及び滞在に係る支援
- フィリピン人及びインドネシア人介護福祉士等からの相談等に対する対応
- 受入れ施設に対する相談支援

#### ウ 経済連携協定による介護福祉士候補者等の受入れに係る留意事項

社会・援護局関係主管課におかれては、本受入れの主旨・内容等についてご理解いただくとともに、以下の点については特にご留意いただき、不明な点や、本受入れ枠組み上不適切と思料される事例等については、本省まで照会又は情報提供いただきたい。

(ア) 本受入れスキームは、政府間の協定に基づく公的な枠組みの下での受入れであり、円滑かつ適正な受入れを実施するため、送り出し機関をフィリピン海外雇用庁（POEA）及びインドネシア海外労働者派遣・保護庁（NBPPIW）とするとともに、受入れ調整機関を社団法人国際厚生事業団（JICWELS）とする予定であり、これ以外の職業紹介事業者や労働派遣事業者にはフィリピン人及びインドネシア人のあっせんを依頼することはできない。

(イ) 介護福祉士資格を取得する前のフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者については、受入れ施設で就労しながら介護福祉士資格の取得に向けた研修を行うという位置付けであるため、配置基準上の介護職員には含まないこととしている。



一方、介護福祉士資格取得後のフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士については、配置基準上の介護職員に含めることができることとする方針である。

その他、介護施設で就労するフィリピン人及びインドネシア人に関して不明な点や疑義等が生じた場合は、本省（社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室）まで照会いただきたい。

※ なお、経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れ体制全般に係る事項については職業安定局経済連携協定受入対策室が、病院で受け入れる看護師候補者等に関連する事項は、医政局看護課が主として所管している。

(ウ) 実務経験コースにより入国するフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者は、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指した研修を行うが、受入れ施設との雇用契約では、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を支払う必要があるほか、日本の労働関係法令や社会・労働保険が適用される。

(エ) 入国したフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者の在留資格は、現在のところ、「特定活動」の在留資格を付与することについて、法務省において検討中である。

### (3) その他の国との経済連携協定

タイとの経済連携協定については、昨年11月1日に協定が発効したところである。介護福祉士の受入れについては、協定上、「介護福祉士の受入れの可能性について、協定発効後可能な場合1年以内、遅くとも2年以内に結論に達することを目的に交渉を開始する」旨が盛り込まれているところであり、介護福祉士候補者の受入れの可否については、継続協議となっているところである。

## 4 社会福祉法人の経営について

### (1) 社会福祉法人経営研究会報告書について

法人を取り巻く環境が大きく変化し、新たな時代に対応した経営の実践が強く求められるようになり、平成18年8月、厚生労働省社会・援護局と社会福祉法人の経営者、学識者などで構成される社会福祉法人経営研究会が、報告書「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」をまとめた。

本報告書において、法人は、従来の「規制」と「助成」に規定されるのではなく、中長期的な視野に立って、「自立・自律」と「責任」に基づき、「施設管理」から「法人単位の経営」へと新たな時代に対応した福祉経営の確立に向けて取り組むことが必要であるとされたところである。

### (2) 合併・事業譲渡、法人間連携の推進について

これまで、法人は補助金による財政支出や税制優遇に支えられてきた経緯から、零細規模の法人が多く存在し、零細規模に起因する非効率な運営が見受けられるなど、効率性や透明性を確保しようとする環境や生産性向上への動機付けが働きにくいといった指摘もある。

法人が、新たな時代の環境変化に対応して、経営を効率化し、安定化させるためには、法人全体で採算をとることが不可欠であり、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指すことが有効な方策であるとされている。

その取組みの一つの方策として「合併・事業譲渡、法人間連携の推進」が考えられ、

① 合併・事業譲渡については、他の法人から即戦力の経営資源を譲り受けることで、規模の拡大を図り、規模のメリットを生かした効率的な事業運営や迅速な事業展開が可能となる。

② 法人間連携については、複数の法人が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有して、協同して事業を実施することで、コストの抑制やサービスの質の向上が可能となる。

などの規模のメリットを生かした効率的・効果的な取組みが期待されている。

このため、法人間で自主的な取組みを積極的に実施して、効果を上げている事例

や合併・事業譲渡の手順をまとめた「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き（案）」を作成したので、都道府県等におかれては、管下の社会福祉法人に対して本手引書の活用について周知願いたい。（別冊資料）

また、都道府県等は、合併・事業譲渡、法人間連携を実施しようとする法人が、スムーズに事務処理等を行えるよう適切な助言・指導に努めるとともに、合併・事業譲渡等の実践マニュアルを作成する等、積極的な取組みをお願いする。

なお、地域ニーズに柔軟に対応する小規模法人という選択肢を否定するものではなく、法人間の連携やネットワーク化を進めるなど、規模のメリットを出していくことも必要であるので、必要な助言・指導に努められたい。

### （3）合併・事業譲渡、法人間連携の取組み事例の情報提供依頼について

合併・事業譲渡、法人間連携は、これまでほとんど取り組まれていなかった分野であり、具体的な事例に乏しいものの、法人の創意工夫ある様々な取組みにより効率的・効果的な運営を行っている法人も認められている。

このため、合併・事業譲渡、法人間連携の具体的な取組み事例を収集し、それらを他の法人に紹介し、更なる取組みが推進されるよう、取組み事例を取りまとめた事例集の配布を今後実施したいと考えているところである。

については、都道府県等において、法人の取組み事例の情報提供について別途協力依頼したいと考えているので、その実態把握に努めていただきたい。

### （4）社会福祉法人経営支援事業（新規）について

合併・事業譲渡、法人間連携は、法人の自主的な取組みを基本とするが、新たな法人経営の確立に向けて取り組もうとする法人を支援することが不可欠であり、その体制整備が重要である。

このため、効率的な経営等が必要な法人に対して、合併・事業譲渡、法人間連携などの有効な支援方策を専門的な立場から検討する「社会福祉法人経営支援協議会」を都道府県に設置し、適切なアドバイス等を行う「社会福祉法人経営支援事業」（試行的事業）を平成20年度予算（案）において創設することとしているので、その積極的な活用をお願いする。

## 社会福祉法人経営支援事業実施要領（案）

### 1 目的

社会福祉法人（以下「法人」という。）が多角的な経営や規模の拡大等を通じて、経営の効率的・安定的な運営が行えるよう適切な助言・指導を行い、法人経営の健全化を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業内容

実施主体は、本事業を実施するため「社会福祉法人経営支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、以下の業務を実施する。

- (1) 効率的・安定的経営を必要とする法人に対して、多角的経営や規模の拡大等が行えるよう合併・事業譲渡、事業転換又は法人間連携などの具体的な支援方策を検討し、適切な助言・指導を行うこと。
- (2) 定期的又は継続的に必要な助言・指導を必要とする法人に対して、経営コンサルタントの斡旋を行うこと。
- (3) 「合併・事業譲渡、法人間連携に関するガイドライン（仮称）」に基づき、合併・事業譲渡等の実践マニュアルを作成すること。
- (4) 法人の役職員（理事、監事等）に対して、スキルアップのための研修を行うこと。

### 4 補助率

1/2（セーフティネット支援対策等事業費補助金）

### 5 実施上の留意事項

- (1) 本事業は、都道府県、指定都市、中核市も含めて広域的に取り組むことが

望ましい。

(2) 協議会は、専門的な知識経験を有する者又は社会福祉事業について学識経験を有する者等で構成すること。構成員の選任は、都道府県の実情に応じ適宜選定されるべきものであるが、例示を示せば以下のとおりである。

(例) 公認会計士、司法書士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士、社会福祉事業・法人経営について学識経験を有する者、行政職員等

(3) 経営コンサルタント料については、法人の自己負担とし、協議会は斡旋のみを行うこと。

(4) スキルアップ研修は、法人経営の実情等を踏まえ、協議会において研修内容を検討し実施すること。

#### (5) 福祉医療機構による法人経営診断について

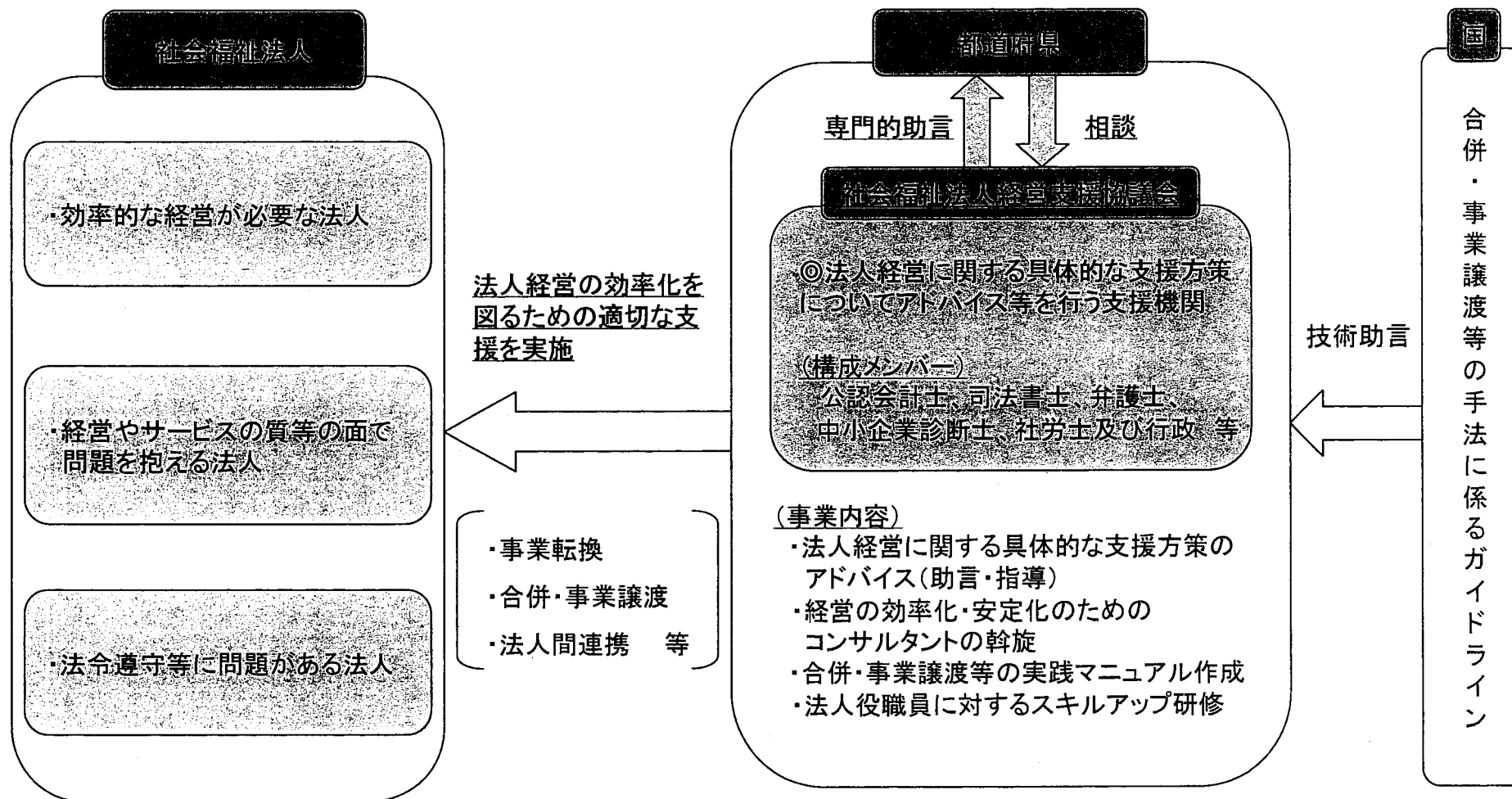
法人経営を健全な形で運営していくためには、どのような経営状況にあるかを把握し、問題があればその原因を探り、早期に是正措置を図ることが必要である。このため、法人は自らの経営の体力を把握し、効果的な事業運営を行う必要があるが、経営判断の甘さから、経営診断を必要とする法人も少なからず存在している。

福祉医療機構では、施設の決算状況から、施設の機能性、費用の適正性、安定性などの基準となるベンチマークとの比較による経営診断を行い、側面から施設を支援する事業を実施している。問題のある施設のみならず、現状は問題ないと思われる施設であっても、第三者の視点から見たときに新たな問題点が発見される場合も考えられ、定期的かつ継続的な経営診断事業の活用により、施設の経営改善につなげていくことも有効な手段である。

については、管下の社会福祉法人に対して、施設の健全経営の確保の観点から経営分析を行うなど、自らの経営体力の把握に努めるよう適切な指導・助言をお願いするとともに福祉医療機構の経営診断事業の積極的な活用について指導方をお願いする。

なお、福祉医療機構の経営診断は、現在、施設を単位とした経営診断であり、今後、法人を単位に経営診断ができるようにすることや定量的な経営診断指標の作成に着手し、計画的な整備を推進することとしているのでご承知おき願いたい。

# 社会福祉法人経営支援事業イメージ図



## 5 福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

### (1) 平成20年度貸付事業の基本的な考え方

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で独立行政法人としての使命を果たすため、政策上必要な施設整備のための貸付原資の確保を図るとともに、医療制度改革に伴う療養病床の転換や「成長力底上げ戦略」に基づく障害者の就労支援事業の推進に係る融資条件の緩和等を行うこととしている。

貸付対象事業は原則として国等の補助事業として採択されたものとするが、施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる事業、福祉・医療政策上必要となる事業については、原則にかかわらず貸付対象とすることとしている。

### (2) 平成20年度福祉貸付の事業枠

資金交付額 3,338億円（うち福祉貸付 1,637億円）

### (3) 福祉貸付事業の見直し

- ア 療養病床の介護老人保健施設、ケアハウス等への転換に係る融資条件の緩和
- ・融 資 率：70%及び75%の融資率を90%へ引き上げ
  - ・貸付金利：財政融資資金借入金利と同率

(参考) 療養病床転換支援資金（仮称）の創設について【医療貸付】

過去に整備した療養病床に係る債務の円滑な償還のための「療養病床転換支援資金（仮称）」を創設する

i 償還期限

原則10年以内。ただし、特に必要と認められる場合は20年以内  
うち、据え置き1年以内

- |     |   |
|-----|---|
| ii  | 貸付金利<br>財政融資資金借入金利と同率                       |
| iii | 貸付限度額<br>原則4.8億円以内。ただし、特に必要と認められる場合は7.2億円以内 |

イ 障害者の就労支援事業の推進に係る融資条件の緩和

工賃水準の向上を図るために設備資金及び運転資金の借入を行う場合について、融資率を80%から90%に引き上げる。

なお、この貸付に限って、特定非営利活動法人を貸付けの相手方に加える。

ウ 融資率の見直し

障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関連施設について、同法における新体系施設への移行を伴わない施設整備を行う場合の融資率を80%から75%へ変更する。

ただし、アスベスト対策事業・耐震化事業・災害復旧事業に係るものは80%とし、障害者の就労支援事業の推進に係るものは90%とする。

エ 無利子貸付対象の見直し

- ① 老朽民間社会福祉施設整備における無利子貸付の対象から養護老人ホームを除外する。
- ② 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度における高層化改築に係る無利子貸付の対象から、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームを除外する。

オ 継続事業

前記の見直しのほか、次の事項について、平成19年度に引き続き実施することとしている。

(ア) アスベスト対策事業に係る融資条件の緩和

平成17年度から実施しているアスベスト対策事業に係る融資条件の緩和措置（融資率の引き上げ、貸付金利の引き下げ）については、平成20年度も引き続



き実施することとする。

(イ) 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の緩和

平成18年度から実施している耐震化に係る改築・修繕等の事業や災害復旧事業に係る融資条件の緩和措置(融資率の引き上げ)については、平成20年度も引き続き実施することとする。

(ウ) 障害者グループホーム等が行う消防用設備整備事業に係る貸付けの相手方の拡大

平成19年度から実施している消防法政省令の改正に伴うスプリンクラー等の消防用設備を設置する際の改修に係る事業に限り、貸付けの相手方に「特定非営利活動法人」を追加することについて、平成20年度も引き続き実施することとする。

(4) その他留意事項

ア 民間金融機関との協調融資

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成17年度より介護関連施設に限定して導入していたところであるが、平成20年度からは福祉貸付全体に適用することとしている。(参考資料23)

イ 債務保証について

機構の社会福祉法人に対する融資に対して財団法人社会福祉振興・試験センターが行う債務保証制度では、債務保証引受限度額を原則5億円として行っているところである。しかしながら、近年、設備・設置に係る費用が従前と比べて増大していることもあり、引受限度額を超える融資事案が増大してきている。このため、引受限度額を超える融資を受ける場合であっても、5億円まで債務保証を行う「部分的債務保証」を実施することとしている。

このことについては、機構から別途通知することとしている。

## 6 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

### (1) 関連予算

平成20年度予算（案）における給付予定額

- ① 給付予定人員 79,558人
- ② 給付総額 265.3億円
- ③ 単位金額について

平成20年度単位金額については、平成20年度予算が成立次第、告示にてお知らせすることとしている。

### (2) 近年の財政状況

平成18年度の制度改正において、平成18年4月1日以降の介護関連施設の新規採用職員（以下「特定介護保険施設等職員」という。）について公的助成を廃止したことに伴い、支え手である現役加入者が当面抑制されることが見込まれたため、平成19年度に単位掛金額の引き上げを行ったところである。

平成19年度は、公的助成の対象加入者が減少したものの、特定介護保険施設等職員が見込みよりも増加するとともに、単位掛金額の引上げの影響により、掛金収入が増加したことから、制度全体の財政は均衡している状況にある。

平成20年度においても引き続き、特定介護保険施設等職員の新規採用による掛金収入の増加が見込まれるため、制度全体の財政は均衡する見込みであるが、平成21年度以降については、加入被共済職員数及び掛金収入の推移を検証し、必要に応じて、単位掛金額の見直しを検討していくこととしている。

### (3) 都道府県補助金

平成19年度において、補助金交付が遅れている県があることが要因となって、退職手当金の支給に遅れが生じているところである。

については、「平成19年度における社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県補助金について」（平成19年8月27日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）にて連絡しているとおおり、本制度の円滑な実施のため、平成19年度分に係る補助金未交付の県におかれては、速やかに交付するようお願いした

い。

また、平成20年度においても退職手当金の支給に支障をきたさない十分な財源確保と早期交付の実施について特段のご配慮をお願いしたい。

## 7 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

### (1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービス第三者評価推進事業については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、全国レベル及び都道府県レベルにおける推進体制を整備し、同事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月7日に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「指針」という。）をお示ししているところである。各都道府県においては、同指針により管内における第三者評価事業の普及・定着に取り組むよう引き続きお願いしたい。

#### ア 全国の推進組織について

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、全国各地における評価調査者の養成に資するため、評価調査者指導者養成研修を実施しているところである。

#### イ 都道府県推進組織の設置について

都道府県推進組織の設置状況については、平成20年2月1日現在、都道府県推進組織を設置している自治体は46都道府県（参考資料24）であり、平成20年4月には全ての都道府県にて設置される予定である。

都道府県推進組織においては、福祉サービスの質の向上を図る観点から、評価基準の策定、第三者評価機関の認証、評価調査者の養成、事業者への受審勧奨等、引き続き第三者評価事業の普及・定着に努められるようお願いする。

#### ウ WAMNET福祉サービス第三者評価情報システムについて

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を登録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能である。

各都道府県においては、都道府県推進組織を設置次第、第三者評価情報システム

に登録し、管内における第三者評価事業の普及・定着のために第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いする。

また、都道府県推進組織において、情報公開の媒体としてWAM NETが活用されていないケースが散見されるため、同様に、第三者評価情報システムの積極的な活用をお願いする。

## (2) 苦情解決事業

### ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところであるが、「事業者段階における苦情解決の取組状況」（参考資料25）を見ると、例えば苦情受付窓口の設置率は全体で77.4%、そのうち私営施設85.8%、公営施設63.0%となっており、苦情解決体制が特に公営施設において十分に整っていない状況にある。

については、管内市町村及び社会福祉施設に対し、制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

### イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回の開催、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

また、「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成12年6月7日社援第1354号厚生省社会・援護局長通知）の別紙実施要綱第4の8においてもお示ししているとおおり、標準的な処理期間を公表し、すみやかな処理に努めるようお願いしたい。

## 8 社会福祉施設の整備について

### (1) 平成20年度の社会福祉施設等の整備(社会福祉施設等施設整備費補助金)

#### ア 平成20年度予算(案)

平成20年度予算(案)における社会福祉施設等施設整備費については、障害者関連施設や保護施設等の整備に必要な経費として、112億円を計上したところである。

この限られた財源を効率的かつ有効に活用する観点から、新規事業の協議に当たっては、原則として単年度事業であるものに限定するとともに、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選されたい。

#### イ 平成20年度整備方針

平成20年度の整備方針については、「平成20年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」(平成20年2月14日社援発第0214004号)においてお示ししたとおりであるが、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号)を踏まえ、協議対象施設の選定に当たっては、施設整備担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局等の参加を得て、合議制による審査を実施し、適正かつ公平な審査の実施に努めること。

#### 《平成20年度整備方針》

平成20年度においては、次のものを優先的に整備を進めることとしているが、障害者関連施設においては、平成18年度より障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動の場や「障害者支援施設」の整備を図っており、本年度より新たに「共同生活介護」及び「共同生活援助」の整備を図ることとしている。

このことから、限られた財源を効率的かつ有効に活用するため、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選し協議されたい。

- (1) 障害者関連施設については、障害者自立支援法に基づく日中活動系のサービスに係る整備事業を優先し、障害者支援施設等の入所施設については真に必要な整備事業に限定して整備を推進する。
- (2) 施設の耐震化を促進する等、施設入所者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を

推進する。

(3) アスベストの除去等の整備を図るもの。

(4) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築の整備を推進する。

(5) 土地の有効活用等を図るもの。

特に、都市部における用地取得の困難性から施設の高層化を図るなど社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るものや、文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うもの。

(6) 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

(7) 木材利用の積極的活用を図るもの。

入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの。

## (2) 老朽施設の改築整備の促進等

社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設がなお相当数残されていることに鑑み、その整備を促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択することとしているところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択することとしているところである。

特に、近年においては、大規模な地震等の災害が多発していることから、社会福祉施設等の入所者等の安全を確保するため、老朽施設の改築整備の促進を図りたい。

## (3) 社会福祉施設の木材利用の推進

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管

内市町村及び社会福祉法人等に対し周知願いたい。

#### (4) 社会福祉施設の財産処分について

社会福祉施設等の財産処分については、これまで社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について」（平成12年3月13日社援第530号）により、一定の要件を満たす財産処分については、承認手続の簡素化を行ってきたところである。

今般、内閣府の規制改革会議及び地方分権改革推進委員会より、適正化法第22条に基づく補助財産の処分に係る承認基準を大幅に見直し、承認の弾力化・手続の簡素化を図るよう求められていることから、承認基準等の見直しを検討しているところであり、詳細については追って通知することとしている。



## 9 社会福祉施設の運営について

### (1) 施設の役割と適正な運営管理の推進

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため社会福祉事業の適正な実施はもとより、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援など公益的な取組が推進されるよう、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、積極的に利用者の満足度を高め、よりよいサービスを提供することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引続き指導の徹底をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

### (2) 感染症の予防対策等

ア 社会福祉施設は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症や、先般発生した中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害など、日頃の適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

については、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な感染症、食中毒の発生・まん延防止対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」（雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成19年11月22日雇児総発第1122001号、社援基発第1122001号障企発第1122001号、老計発第1122001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長通知、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」（平成15年12月12日社援基第1212001号）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「社会福祉施設等における中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生に係る注意喚起について」（平成20年2月1日雇児総発第0201010号、社援基発第0201001号、障企発第0201001号、老計発第0201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

また社会福祉施設に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行

い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」（平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知）、C型肝炎について（一般的なQ&A）（平成18年3月）

イ 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウィルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて対応を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導の徹底をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策に万全を期されたい。

（参考）

- 新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- インフルエンザ総合対策ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター  
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」（平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業））における感染対策マニュアル  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>

- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」（平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成）

### (3) 地上デジタル放送への移行に伴う対応について

平成23年7月24日までに、今のテレビ放送（アナログ放送）は終了し、「地上デジタル放送」へ完全移行される。これに伴い、テレビを「地上デジタル放送」対応に切り替える必要があるため、移行に際し混乱が生じないように、管内社会福祉施設に対し情報提供をお願いする。（参考資料26）

(参考)

- 地上デジタル放送のご案内(総務省ホームページ)

[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html)

- 社団法人 デジタル放送推進協会

<http://dpa.or.jp/>

## 10 社会福祉施設の防災対策等について

### (1) 社会福祉施設の防災対策への取組

社会福祉施設は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、特に指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いする。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設の防災対策に万全を期されたい。

#### 《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」  
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」  
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」  
(平成11年1月29日社援第212号)

## (2) 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに福祉基盤課に報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図りたい。

また、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、これまでどおり「社会福祉施設等災害復旧費補助金」により国庫補助を行うこととしている。

## (3) 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

## (4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、入所者等の安全対策に万全を期すため、「ばく露のおそれのある場所」を保有している社会福祉施設等においては、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、今般、以下のとおり留意すべき事項があるので、管内の社会福祉施設等に対し、周知を図るとともに、指導方お願いしたい。

なお、今後、吹付けアスベスト等使用実態調査を実施する予定としているので了知願いたい。

### ア 「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」について

平成17年に関係省庁が実施したアスベスト等使用実態調査について、総務省行政評価局より「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」(平成19年12月16日)が行われました。

この勧告においては、当省が実施したアスベスト等使用実態調査において、以下

のとおり不十分な事例があったことが指摘されているので、適切な対応をお願いしたい。

(ア) 調査対象とされた年度内に増改築された棟を確認していないものや建築物内の一部の部屋のみに限定しているものなど、使用状況を十分に確認していない事例が指摘されたことから、使用状況の確認が不十分な施設等に対しては、建築物全体について確認を行うよう指導をお願いしたい。

(イ) エレベータ昇降路内のアスベストの使用状況が確認されていない事例が指摘されたことから、エレベータ昇降路内についてもアスベストが使用されている可能性があることを周知するとともに、確認を行っていない施設等に対しては、確認を行うよう指導をお願いしたい。

(ウ) アスベスト使用実態調査の結果を保存していない事例が指摘されたことから、アスベスト使用実態調査の結果等を保存していない施設等に対しては、使用実態調査結果、設計図書及び工事記録等のアスベスト関連書類を適切に保存するよう周知をお願いしたい。

#### イ アスベスト使用の有無の分析調査の徹底について

アスベストのうち、一般的に使用されていたとされているアスベスト（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト）以外のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。))が建築物の吹付け材から検出された事案があることが判明したところです。

このため、アスベストの分析調査においては、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日基安化発第0206003号）に基づき、トレモライト等を含む全てのアスベストについて対象とするよう管内の社会福祉施設等に対し周知を行うとともに分析調査の徹底を図られたい。

#### ウ 吹付けアスベストの除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備

費補助金の補助対象（大規模修繕等）となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導願いたい。



# 連 絡 事 項

## ○ 社会福祉士及び介護福祉士試験の試験地の拡大について

1 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関である（財）社会福祉振興・試験センターが年1回、19都道府県（平成19年度試験）において実施しているところであり、介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の3試験合わせて約20万人の方が受験している状況である。

※ 現行の試験地：北海道、青森県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、  
神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、京都府、大阪府、  
兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、  
沖縄県（19都道府県）

2 本試験の試験地については、受験者数の増大、受験者が可能な限り身近な会場で受験できるという利便性等を考慮し、これまで拡大を図ってきたところであり、平成20年度の試験についても、さらに試験地を拡大すべく、現在検討しているところである。

3 本試験は、福祉専門職として国民の期待に応えることのできる質の高い福祉人材を確保するために重要なものであり、可能な限り受験機会を拡大していくことが重要である。今後、追加を検討している試験地の県には、個別にご相談をさせていただきたいと考えているので、趣旨をご理解いただき、試験会場の紹介等についてご協力をお願いしたい。

